



潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
会長 笠間 丈夫 様

潮来市長 原 浩道 

潮来市国民健康保険税率等の見直しについて（諮問）

本市では、「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、国民健康保険財政の健全化に向けた収納率の向上や医療費の適正化、適正な保険税率等の設定に取り組んでおります。この茨城県国民健康保険運営方針において、国民健康保険税の賦課方式を簡潔・公平な賦課方式となる2方式（所得割・均等割）に令和4年度から統一することを目指しております。そのため、本市の賦課方式を3方式から2方式にするとともに、国民健康保険法の改正等を踏まえた潮来市国民健康保険税条例の一部改正が必要となるものと考えております。

つきましては、国保の安定的な財政運営及び効率的な事業運営を目指すため、令和4年度国民健康保険税率等について、下記のとおり見直しを行いたく、国民健康保険法第11条第3項、潮来市国民健康保険条例第3条及び同施行規則第2条の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率について

(1) 基礎課税額の保険税率

- ・所得割 5.7% (-0.9%)
- ・被保険者均等割 32,000円 (+9,000円)
- ・世帯別平等割 0円 (-25,000円)

(2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

- ・所得割 2.8% (+0.6%)
- ・被保険者均等割 16,000円 (+9,000円)
- ・世帯別平等割 0円 (-8,000円)

(3) 介護納付金課税額の保険税率

- ・所得割 2.0% (+0.3%)
- ・被保険者均等割 15,000円 (±0円)

2 課税限度額について

- ・基礎課税限度額 650,000円 (+20,000円)
- ・後期高齢者支援等課税限度額 200,000円 (+10,000円)
- ・介護納付金課税限度額 170,000円 (±0円)

3 国民健康保険税の軽減について

(1) 未就学児（0歳から6歳年度まで）の均等割軽減の導入（国保法改正）

- ・7割軽減の対象者 軽減率 8.5割
- ・5割軽減の対象者 軽減率 7.5割
- ・2割軽減の対象者 軽減率 6.0割
- ・軽減対象外の者 軽減率 5.0割

(2) 7歳年度から18歳年度までの均等割軽減の導入（市独自軽減）

- ・上記（1）の未就学児の均等割軽減と同様の軽減